

和泉市議会議員の政治倫理に関する条例（逐条解説）

令和6年9月18日作成

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理基準を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- 議員は選挙で選ばれたものとして高い倫理性を保持し、地位を利用して品位を損なう行為を慎むことを規定しています。これにより、市民全体の奉仕者として倫理の向上に資する遵守すべき行動基準を定め、市民の信頼にこたえ、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。
- 「市民」とは、選挙権の有無にかかわらず、和泉市内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として市政にかかわる職責を自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

【解説】

- 議員自らが、市民全体の奉仕者であり市民の信頼に値する公人としての規範性を自覚し、その使命の達成に努めることを規定しています。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- （1）常に市民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- （2）市が行う許可若しくは認可又は市及び関係団体が締結する契約（当該契約の下請契約を含む。）に関して、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- （3）その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- （4）政治活動に関して道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- （5）市職員の公正な職務を妨げるような言動や強要をしないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、政治不信を招くことのないよう、その品位と名誉を損なう行為を慎むこと。

【解説】

○議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守する事項を規定しています。

- (1) 常に市民全体の利益をもたらす行動をするものとし、議員の地位を利用して不正の疑惑を持たれるような金品の授受及び行為の禁止。
- (2) 市（市が出資する法人や本市の施設の指定管理者を含む）が行う許可又は請負契約に関して、特定の企業や団体等に有利、不利となるような働きかけの禁止。
- (3) 議員の職務に関し、不正の疑惑を持たれる恐れがあるような行為の禁止。
- (4) 法令に違反しないとしても、寄附されたものが適法に取得されたものかどうか疑わしい、寄附した者の身元が不明など、市民に不信感を与えかねないような寄附の禁止。
- (5) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、市の職員が持つ権限を不正に行使するような言動や強要する行為の禁止（パワハラ、セクハラ等）。
- (6) (1)～(5)以外にも、市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為や不正の疑惑を持たれる恐れのある行為等の禁止です。

※例えば、議員によるパワハラ等、虚偽の発言又は情報発信による名誉棄損行為なども当てはまります。

（市民等の調査請求権）

第4条 議員が前条の規定に違反していると認められるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者（以下「市民」という。）にあってはその総数の50分の1以上の連署をもってその代表者から、議員にあっては議員定数の2分の1以上の数の議員の連署をもってその代表者から、当該議員が同条に違反し、又は違反している疑いに関する事実等を証する書面を添えて、議長（議長に違反又は違反している疑いがある場合には副議長。以下同じ。）に対し調査の請求をすることができる。

2 市民及び議員は、前項の規定に基づき調査を請求するときは、この条例の目的に則し、適正な請求に努めなければならない。

【解説】

○第1項は、政治倫理基準に違反する行為の疑いがあった場合、市民と議員の政治倫理審査会の調査請求の要件を規定しています。

調査の請求は、市民では有権者の50分の1以上の者の署名、議員では定数の2分の1以上の者の署名をもって、代表者から違反の疑いを証する資料を添えてすることを規定しています。

○第2項は、市民及び議員は、疑いがあることを証する資料（書類、映像、音声）は、客観的に判断できるものとし、主観的又は恣意的なものは認められません。

(政治倫理審査会の設置等)

第5条 議長は、前条の調査の請求を受けたときは、和泉市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、調査を求めるものとする。

2 審査会は、各会派1名の委員をもって組織する。

3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。

4 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

7 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

【解説】

○第1項は、議長は、第4条の規定による調査請求があった場合は、和泉市議会議員政治倫理審査会を設置し調査をする旨を規定し、当該審査会の組織、審査会の委員の職務等に規定しています。

○第2項は、審査会は、各会派から議員1名の選出をもって組織します。

○第3項は、審査会の委員は、議長が指名します。なお、調査請求の対象となる議員及び関係する議員や調査請求をした議員は、委員となることができません。

○第4項は、審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとしています。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了します。

○第5項は、審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

○第6項は、審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければなりません。

○第7項は、審査会の会議は、原則公開とします。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とします。

※第1項に規定する審査会は、議員のみで構成されており、委員に対する報酬も発生しないため、あくまでも議会内部の諮問機関としての位置付けであり、地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関としての位置付けではありません。

(審査会の審査等)

第6条 議長は、前条の規定により審査会を設置した場合は、第4条の請求について直ちに書面をもって審査会に審査を求めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び議員が政治倫理基準に違反したと認められるかどうかについて、これを審査する。

3 審査会は、前項の審査を行うため、議員又は第三者に対し、必要な範囲内で事情聴取等の調査を行うことができる。

- 4 審査会は、第1項の規定により審査を求められたときは、その日から起算して60日以内に審査結果を議長に書面で報告しなければならない。
- 5 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、その写しを調査請求者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。

【解説】

- 第1項は、議長は、和泉市議会議員政治倫理審査会を設置した場合は、第4条の請求について直ちに書面をもって審査会に審査を求める義務があることを規定しています。
- 第2項は、審査会は、議長から審査会の審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び議員が政治倫理基準に違反したと認められるかどうかについて、これを審査することを規定しています。
- 第3項は、審査会は、審査請求の適否及び議員が政治倫理基準に違反したと認められるかどうかの審査を行うため、その事案に関係する議員又は第三者に対し、必要な範囲内で事情聴取等の調査を行うことができることを規定しています。
- 第4項は、審査会は、付託を受けた日から60日以内に審査結果を議長に書面で報告しなければならないことを規定しています。
- 第5項は、議長は、審査結果の報告を受けたときは、その写しを調査請求者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならないことを規定しています。

(政治倫理基準違反等の措置)

第7条 審査会は、前条第1項の審査の対象となった議員（以下「審査に係る議員」という。）に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 審査会は、審査に係る議員の証言等に疑義があると認められる事実があるときは、当該議員に対し説明又は訂正を求めるとともに、議長に対し議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

【解説】

- 本条は、審査の結果に対する措置について規定しています。
- 第1項は、審査会は、審査会での審査結果において、審査に係る議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、議長に対し議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、本条例の目的を果たすために必要な措置を講ずるよう求めることができることを規定しています。
- 第2項は、議長は、審査に係る議員の証言等に疑義があると認められる事実があるときは、当該議員に対し説明又は訂正を求めるとともに、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるよう求めることができることを規定しています。

(議員の協力義務)

第8条 審査に係る議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

【解説】

- 審査に係る議員は、審査会から資料の提出又は会議への出席の要求があるときは、資料の提出又は会議に出席して意見を述べなければならないことを規定しています。

(釈明の機会の保障)

第9条 審査会は、審査に係る議員から審査会において釈明したい旨求められたときは、その機会を保障しなければならない。

【解説】

- 審査会は、審査に係る議員から審査会において釈明したいと求められた場合には、その機会の保障をしなければならないことを規定しています。

(虚偽報告等の公表等)

第10条 審査会は、審査に係る議員が審査会に対して資料を提出せず、若しくは虚偽の説明をし、又は調査及び審査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

【解説】

- 審査請求の対象となっている議員が、審査会に対して資料を提出せず、若しくは虚偽の説明をし、又は調査及び審査に協力しないときは、審査会はその旨を公表することを規定しています。

(審査結果の尊重)

第11条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

- 議長は、審査会からの報告によって審査に係る議員が政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずることを規定しています。
- 必要な措置の具体的な内容は、違反の程度によって異なりますが、各種委員の辞任、議会職の辞退、議員辞職等の勧告等が考えられます。なお、審査結果については、戒告・陳謝の勧告・議会内での役職辞任の勧告・一定期間の出席自粛の勧告・議員辞職の勧告・その他必要と認める措置等があります。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

○この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることを規定しており、和泉市議会議員政治倫理条例施行規程を制定し、審査請求の手続及び各様式等について定めています。